

リサイクル料金等収受に係る委託手数料の見直しについて

1. リサイクル料金等収受に係る委託手数料について

本財団は、新車販売時におけるリサイクル料金等の収受業務を自動車所有者と接点のある自動車販売事業者等に委託し、また使用済自動車の引取時におけるリサイクル料金等の収受業務を引取業者に委託している。委託の対価としてリサイクル料金等収受に係る委託手数料(以下、「委託手数料」という)を支払っている。

	委託業務の種類	委託先/支払い先	支払い根拠	手数料額(税抜)
新車購入時 預託	預託申請 /リサイクル券発行	新車販売ディーラー (メーカー経由)	各自動車メ ーカー/輸入 業者との 個別契約	146 円/台
	預託証明	新車販売ディーラー (一部のメーカー経由※1)		48 円/台
引取時預託	預託申請	引取業者	約款	203 円/台

※1 OSS 未対応先。OSS とは自動車を保有するために必要な手続と税・手数料等の納付をオンラインで申請し、一括して行う事を可能にしたサービスの略称で、平成 17 年 12 月から開始。

2. 資金管理料金との関係

1) 自動車所有者は、平成 16 年 3 月開催の第 6 回産構審・中環審合同会議における「指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方」に沿って費用を負担している。

指定法人業務に関する費用項目	負担区分
基盤コストである人件費、施設管理費等	●
情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用	▲
リサイクル料金の預託収受に必要な費用と資金運用に関する費用	○
独立性・公開性の確保に要する費用	○

(凡例)

- : 自動車製造業者等100%負担(負担金100%)
- : 自動車所有者100%負担(資金管理料金100%)
- ▲ : 自動車製造業者等と自動車所有者が折半負担(負担金50%/資金管理料金50%)

2) 上記 1)の考え方に基づき、自動車所有者は委託手数料を「リサイクル料金の預託収受に必要な費用」として負担している。

3) 現行の資金管理料金に占める委託手数料の割合は約 50%となっている(別紙 1 参照)。

3. 見直しの理由

1) リサイクル料金等の収受については、「収受に要する実務負担が過重にならないようにするとともに、可能な限り効率的なものとし自動車所有者の負担となる必要コストを低減することが重要」とされている。^{※2}

※2 出典「自動車リサイクル法の本格施行に向けて(関係事業者向けの第 2 回全国説明会資料)」、経済産業省・環境省作成。

2) 上記 1)の理念を踏まえ、委託手数料の設定から 10 年が経過したことから、コストの見直しだけでなく抜本的に算定ロジックから見直すべきであるとの結論に至った。

4. 見直しの進め方

- 1) 見直しにあたって考慮すべき項目を洗い出し、リサイクル料金等の収受に係る関係団体へのヒアリングを実施のうえ、見直し案を作成する。
- 2) 見直し案は自り法第 99 条第 2 項、本財団定款第 40 条、及び資金管理業務規程第 26 条・第 27 条の規定に基づき、諮問委員会で算定ロジックや新手数料額の妥当性について審議・承認を受ける。
- 3) 諮問委員会にて新手数料額が承認された後、関係団体への報告及び契約変更を実施する。
- 4) 新手数料額への改定のタイミングは、資金管理料金改定と同時期とする。

5. 現行の委託手数料算定ロジック

別紙 2 参照。

6. 委託手数料の新たな算定ロジック案及びコスト見直し案

別紙 3 参照。

7. 委託手数料見直しスケジュール

別紙 4 参照。

8. 審議事項

「委託手数料の新たな算定ロジック案」及び「委託手数料に算入するコストの見直し案」の 2 点につきご審議いただきたい。

- 1) 算定ロジック案(販売管理費等の加算、及び人件費のピーク月台数換算の 2 つを廃止)。
- 2) 委託手数料に算入するコストの見直し案(業種区分、及び人件費以外のコストの見直し)。

以上